

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	江東区
4. 届出番号	18
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.koto.lg.jp/010151/dokuziriyou.html

執行機関名 江東区長

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年12月江東区条例第45号) 別表第1 第22の項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	江東区保育所等における保育に関する規則 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定に基づく保育所における保育、同条第2項の規定に基づく保育を必要とする児童に対し必要な保育を確保するための措置及び同条第3項の規定に基づく保育所等の利用の調整等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		江東区保育所等における保育に関する規則(平成十年規則第二十一号) 江東区保育所等における保育に関する要綱(平成十年江厚保発第五百四十六号)